

# 代議員選任細則

一般社団法人 東海電友共済会

# 一般社団法人 東海電友共済会 代議員選任細則

平成25年4月1日施行

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人東海電友共済会（以下、「この法人」という。）の定款第5条第3項に基づき、代議員の選任に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において代議員とは、定款第5条第2項に規定する者を指し、この細則に基づいて選任された者をいう。

## 第2章 代議員の選任

(代議員の定数)

第3条 代議員は、定款第5条第2項に規定する割合で支部毎に選出する人数とする。  
ただし、端数が生じた場合は切上げた人数とする。  
2 定款を算出する場合の正会員数は、改選直前期末の支部毎の正会員数とする。

(代議員の選任)

第4条 代議員は、正会員の中から選任されるものとする。

(選挙管理委員会)

第5条 代議員選挙の管理・執行の業務を行うため、選挙管理委員会を置く。  
2 選挙管理委員会は、理事会に選任された委員長及び若干名の委員により組織される。  
3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。  
4 委員が代議員に立候補するときは、委員を辞任するものとする。  
5 選挙に関して疑義が生じたときは、選挙管理委員会の決議によって決定する。

(立候補)

第6条 代議員選挙に立候補する者は、選挙の公示があった日から予め選挙管理委員会が定めた日までに、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。  
2 立候補者は、現正会員5名の推薦を要する。  
3 1人の正会員が推薦できる代議員候補者は、1名とする。  
4 代議員選挙に立候補する正会員は、他の候補者の推薦者になることができない。  
5 現職代議員は当該代議員選挙に立候補しない場合、候補者を推薦することができる。

(選挙の公示)

第7条 選挙管理委員会は、選挙に関し、以下の各号を含む公示を行う。  
(1) 代議員選挙立候補に必要な書類の種類  
(2) 立候補書類の受理締切日

- (3) 立候補書類の送付方法
- (4) その他その都度必要とされる手続きの方法

(投票)

第8条 投票は、選挙管理委員会から送付された投票用紙に、被選挙権者1名の氏名を自署し、これを選挙の期日までに選挙管理委員会宛提出する。

- 2 代議員選挙への立候補数が定数を超えないときは、信任投票とし、不信任の得票の数が選挙人の半数に満たない場合には信任されたものとする。

(開票)

第9条 開票は、選挙管理委員会が定めた日に選挙管理委員会が行う。

(投票の無効)

第10条 次の各号の投票は、これを無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を使用しなかったもの
- (2) 2人以上の氏名を記載したもの
- (3) 被選挙者の氏名以外の事項を記載したもの
- (4) 記載した氏名が確認できないもの
- (5) 選挙の期日までに選挙管理委員会に到着しなかったもの

(当選者の決定)

第11条 この選挙の当選者は、得票数の多い者から順に決定し、定数に達するまでの者とする。  
定数に達する順位の方が複数のときは、選挙管理委員の過半数をもって当選者を決定する。

(代表理事への報告)

第12条 代議員選挙の結果は、遅滞なく代表理事へ届出なければならない。

(結果の公示)

第13条 選挙管理委員会委員長は、選挙の結果を電子公告により公示しなければならない。

### 第3章 補則

(補則)

第14条 定款及び代議員選任細則に定めるものの他、選挙管理委員会の運営及び代議員選挙実施に必要な事項は、選挙管理委員会が定めることができる。

(細則の変更)

第15条 この細則の変更は、理事会の決議を要する。

附則

この細則は、この法人の成立の日から施行する。